

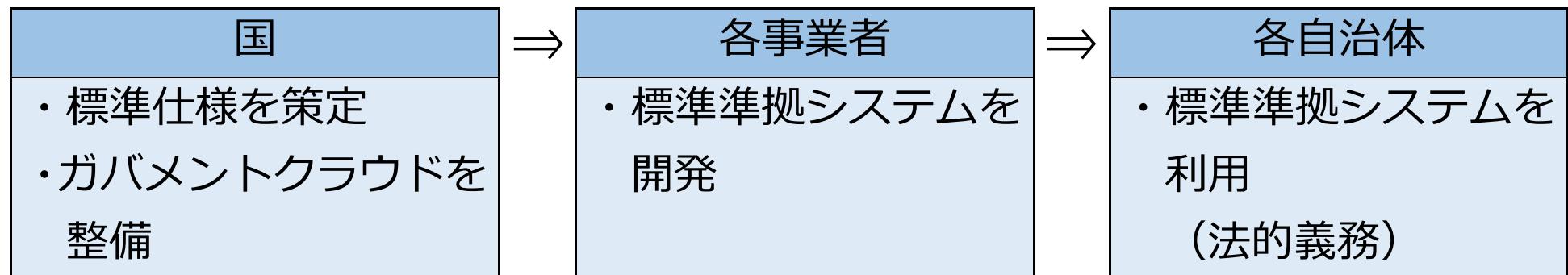
自治体情報システム標準化の取組状況について (大型汎用コンピュータオープン化事業の再構築)

- 自治体情報システム標準化（以下「標準化」という。）につきましては、「住民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を目的として、国全体で取組が進められています。
- 本市においても、これまでのシステム開発の教訓を踏まえ、全庁挙げて標準化への対応を進めており、これまでに、標準化対象20分野のうち5分野が標準化移行済み、1分野において移行作業に着手しています。
令和8年度は、残る14分野のうち13分野において移行作業に着手する予定です。
- つきましては、現在の取組状況について御報告いたします。

1 標準化の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国の自治体が共通で実施する主要な事務について、各自治体がバラバラに構築してきた情報システムから、国が策定する標準仕様に適合する情報システム（標準準拠システム）に移行します。
- 国が整備するガバメントクラウド（自治体や政府機関が共同利用する情報システム基盤）を活用して、標準準拠システムを利用することとなります。

＜国・事業者・自治体の基本的な役割＞



＜標準化の対象分野＞

標準化対象 20 分野	本市における 業務システム所管局
固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税	行財政局
住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票	文化市民局
介護保険、障害者福祉、国民健康保険、 後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理	保健福祉局
児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援	子ども若者はぐくみ局
選挙人名簿管理	選挙管理委員会事務局
就学	教育委員会事務局

2 各分野における取組の進捗状況

(1) 標準化対象全20分野の状況

- 分野ごとに、事業者における標準化システム開発の進捗状況等を踏まえながら、順次、移行作業に着手しています。

分 野	進捗状況
住民基本台帳、印鑑登録、就学	令和7年1月に標準化移行済み
戸籍、戸籍の附票	令和8年1月に標準化移行済み
選挙人名簿管理	令和9年6月の移行を目指し、 令和7年12月に移行作業着手済み
その他14分野	移行スケジュール検討中（→次ページ(2)）

(2) 移行スケジュール検討中の14分野の状況

ア 令和7年度の取組状況

- 移行スケジュール検討中の14分野においては、調達仕様書等の作成を進めるとともに、幅広く事業者から情報収集を行いながら、移行作業への着手時期、作業期間、移行時期等の見極めを進めています。
 - このうちの8分野においては、令和7年9月補正予算により「現行システムのデータ抽出・分析^(※1)」に着手しています。
- (※1) データ抽出・分析…現行システムから標準準拠システムに移行するデータを、迅速かつ確実に抽出するための仕組みを構築するとともに、実際にデータ抽出を行い、内容を分析して、移行対象のデータにおける不備・不整合を把握する作業

イ 令和8年度の取組予定

- 生活保護を除く13分野については、令和8年度に移行作業に着手できる事業者確保の見通しが立っており、うち4分野は令和10年度の移行を、9分野は令和11年度の移行を目指して、移行作業に着手する予定です。

＜令和8年度着手予定の分野＞

分 野	移行時期の目標
健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援	令和10年度
固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、 介護保険、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、 国民年金	令和11年度

- 生活保護については、引き続き事業者の動向を見極めながら、移行スケジュールを検討します。

＜移行スケジュール＞

現時点

分 野	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
住民基本台帳、印鑑登録	移行準備	移行作業							
就学	移行準備作業	移行作業							
戸籍、戸籍の附票	移行準備作業	移行作業							
選挙人名簿管理	移行準備作業		移行作業	移行作業	標準準拠システム利用				
健康管理、 児童手当、児童扶養手当、 子ども・子育て支援		移行準備作業		移行作業				標準準拠 システム利用	
固定資産税、個人住民税、 法人住民税、軽自動車税、 介護保険、障害者福祉、 国民健康保険、 後期高齢者医療、国民年金		移行準備作業		移行作業				標準準拠 システム利用	
生活保護	移行準備作業					移行スケジュール検討中			

※標準化移行と連動して、関連する標準化対象外の情報システムを再構築

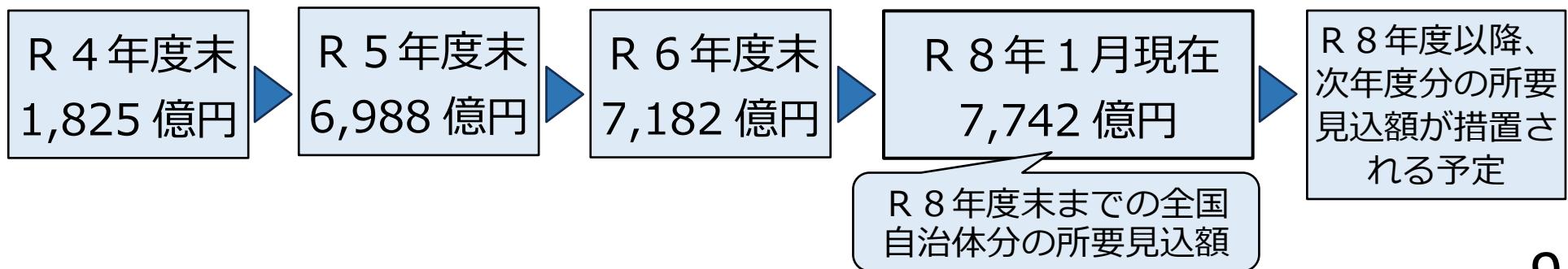
3 主な課題

- 標準化の実現に向けては、自治体の取組だけでなく、国による課題解決が不可欠であることから、国に対し、様々な機会を捉えて必要な提案・要望を行いながら、国との緊密な連携の下、取組を進めています。
- とりわけ「財源の確保」と「ＩＴ技術者のひっ迫」については、国に対し、重点的に提案・要望を行っています。

(1) 財源の確保

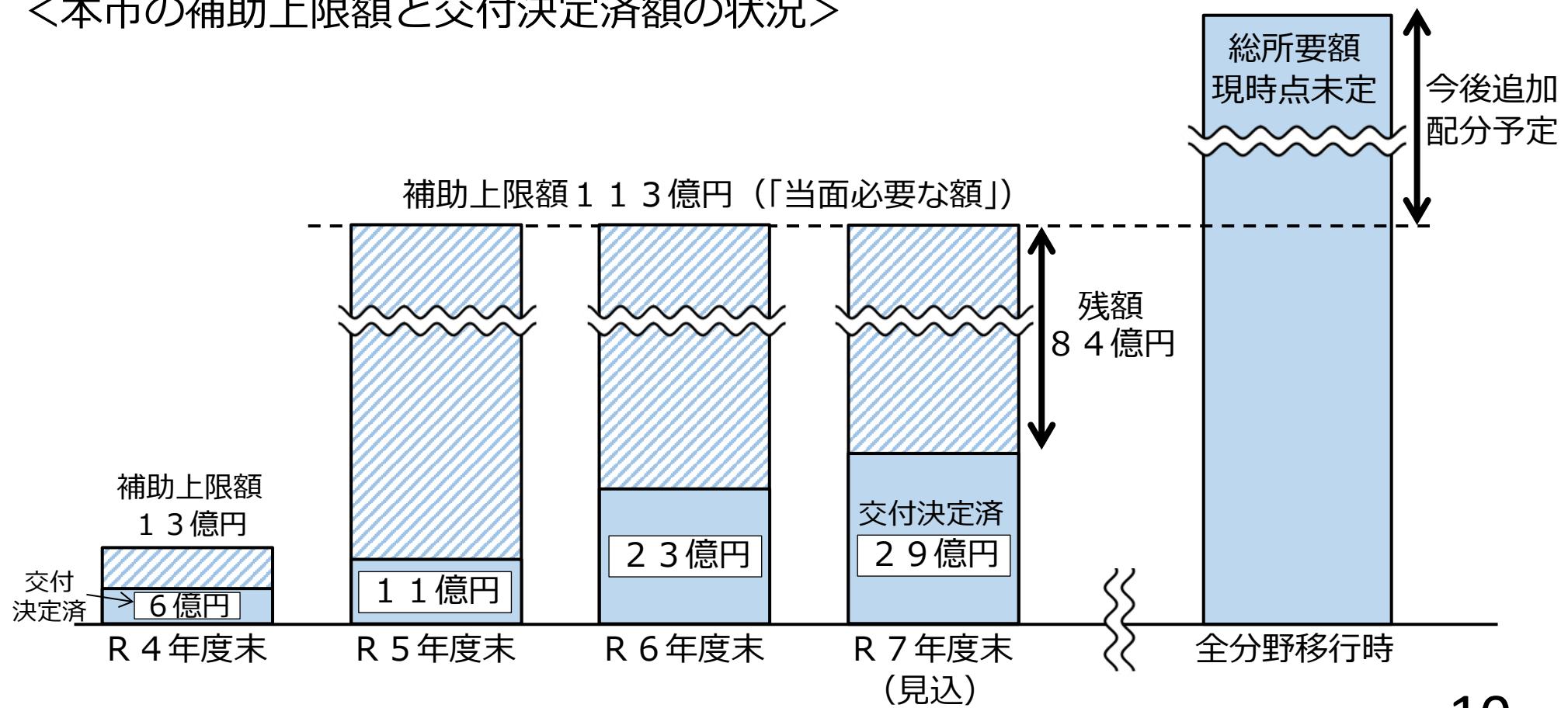
- 標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国補助金（補助率10/10）が設けられており、当該補助金の原資としてデジタル基盤改革支援基金が造成されています。
- 当初、基金総額及び補助上限額（自治体ごとに設定）とともに、所要額の実態に見合っていない状況にありましたが、国に対する提案・要望を重ねてきたところ、令和5年度以降、毎年度、国補正予算により基金の積増しがなされるとともに、自治体ごとの補助上限額についても、年度ごとに、実際の所要額に応じた再設定（追加配分）がなされることとされています。

<国の基金総額推移>



- 本市の補助上限額については、現段階では「当面必要な額」として113億円が措置され、令和8年度以降、年度ごとに所要額が追加配分されることとなっています。今後の所要額が確実に全額措置されるよう、引き続き、国に対し必要な提案・要望を行ってまいります。

＜本市の補助上限額と交付決定済額の状況＞



(2) IT技術者のひつ迫

- 標準化への対応は、全ての自治体が一斉に実施するため、全国的にIT技術者がひつ迫していることから、本市のみならず、全国の4割を超える自治体（指定都市は全20都市）において、国が目標とする令和7年度末までの完全移行が見込めない状況となっています。
- こうした自治体に対し、国は、おおむね令和12年度末までの移行完了を目指し、積極的な支援を行うこととしています。本市としても、引き続き、国と緊密に連携しながら、安全かつ円滑な移行に向けて取り組んでまいります。